

有機畜産物 J A S 規格等の制定について

1 背景・趣旨

平成13年7月にコーデックス委員会（FAO/WHO 合同食品規格委員会）において有機畜産物の国際的基準が採択されたこと、（社）中央畜産会において有機畜産物の J A S 規格制定の必要性が盛り込まれた「有機畜産に関する検討とりまとめ」が公表されたことを踏まえ、平成15年3月から農林物資規格調査会において有機畜産物等に関する J A S 規格の制定に向けた検討が開始されました。

2 有機畜産物に係る J A S 規格の検討

農林物資規格調査会部会において、有機食品に関する国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の信頼性の確保、我が国の畜産業の実情の反映等に配慮した規格の制定を図るため、生産者、農業団体、実需者、消費者、有識者等の幅広い委員に8回にわたりご議論頂き、昨年3月に生産及び加工の基準等を規定した「有機畜産物」及び「有機加工食品」の J A S 規格案が了承されたところです。

（規格案のポイントは別紙参照）

3 有機飼料に係る J A S 規格の検討

我が国の畜産農家は飼料を外部から購入する割合が高いことから、購入飼料に係る有機性を担保するために調査会部会（有機飼料部会）を別途立ち上げて検討を行い、昨年2月に有機飼料の生産及び加工の基準等を規定した有機飼料に関する J A S 規格案が了承されたところです。

（規格案のポイントは別紙参照）

4 有機農産物 J A S 規格等の改正の反映

これらの規格案については、既に平成17年2月3日の農林物資規格調査会総会における議決を頂いているところでありますが、今般の有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格の改正に伴い、その改正部分を反映した有機畜産物等の規格案をお諮りするものです。

有機畜産物等に係るJAS規格(案)のポイントについて

1. 有機飼料のJAS規格(案)のポイント

- (1) 有機生産された農産物又は乳並びにそれらの加工品を主たる原材料とすること。
- (2) 非有機の農畜産物（(1)と同種のもの及び乳以外の畜産物は不可。）及び水産物並びにそれらの加工品については、合計で全重量の5%まで使用可能。（放射線及び組換えDNA技術の利用は不可。）
- (3) 飼料添加物は、原則として天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものに限る。（抗生物質、組換えDNA技術の利用は不可。）

2. 有機畜産物のJAS規格(案)のポイント

- (1) 対象となる家畜・家きんの種類
 - ① 家畜：牛、馬、めん羊、山羊及び豚
 - ② 家きん：鶏、うずら、あひる及びかも（アイガモを含む）
- (2) 有機飼料の給与
 - ① 家畜糞尿の還元等により土作りを行い、環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物に由来する飼料等を給与すること。
 - ② 遺伝子組換え技術を用いて生産された飼料、動物由来飼料（乳及び水産物を除く）及び抗生物質を含む飼料は使用禁止。
- (3) 生理学的・行動学的要求を尊重した飼養管理
 - ① 畜舎及び野外の飼育場は、畜種等に応じた一頭当たりの最低面積が確保されていること。
 - ② 野外の飼育場へ自由な出入りが可能であるか、週2回以上出すこと。
 - ③ 安全又は健康の確保、識別、外科的去勢以外の目的で、家畜・家きんを故意に傷つけないこと。
- (4) 動物用医薬品の使用制限
 - ① 適切な飼養管理により疾病予防に努め、動物医薬品の使用を避けること。
 - ② ワクチン等を除き動物用医薬品及び抗生物質の予防目的での使用は禁止。治療目的でこれらを使用した場合には、法定期間の2倍以上の期間において搾乳、と殺又は採卵すること。

3. 有機加工食品のJAS規格(案)のポイント

既存の「有機農産物加工食品の日本農林規格」の一部改正。具体的改正内容は次のとおり。

- (1) 原材料に有機畜産物を追加
- (2) 有機畜産物加工用に認められる食品添加物を追加

有機畜産物の生産・加工のイメージ（酪農の例）

生産過程

えさは有機飼料を与えます。
もちろん、抗生物質は混入していません。

疾病予防に努め、できるだけ医薬品を使用しないようにしています。



日当たりと風通しのよい清潔な畜舎、自由に出入りできる放牧場など、ストレスを与えない飼養管理をしています。

〈一般原則〉

- ・有機飼料の給与、低ストレスの飼養管理、動物医薬品の使用回避

〈飼料〉

- ・農産物由来飼料は全量有機生産されたものであること。

〈飼養管理〉

- ・餌・水への自由なアクセス、適切な飼養密度、野外への自由なアクセス等家畜の生理学的・行動学的要求を尊重した低ストレスな飼養管理の実施。

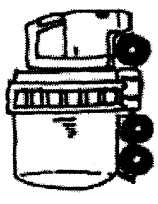
〈健康管理〉

- ・生理学的要求に適合した飼料給与、低ストレスな飼養管理等を通じて家畜の抗病性を高め、疾病予防に努める。

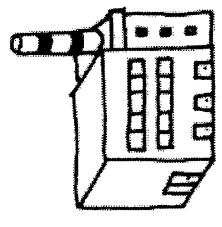
〈記録と個体識別〉

- ・個体又は群毎に飼料、治療、移動等に関する記録を保存

加工過程



非有機の畜産物と分別して集乳します。



非有機の畜産物と混合しないように管理します。



〈原材料〉

- ・食塩及び水を除いた原材料のうち、有機食品以外の原材料の占める割合は、5%以下であることが必要。

〈製造管理〉

- ・加工、貯蔵、輸送の各段階において、非有機食品と混合しないように管理。

さらに、これらの基準を満たして生産・加工されることについて、登録認定機関による認定を受けることが必要です